

議案第 55 号

木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

木津川市職員の給与に関する条例（平成 19 年木津川市条例第 47 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 11 月 19 日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和 2 年 10 月 7 日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和 2 年 11 月 6 日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第7項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 木津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第7項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第55号）

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照
表（第1条関係）

（新）	（旧）
第1条～第16条の2（略） （期末手当）	第1条～第16条の2（略） （期末手当）
第17条（略）	第17条（略）
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。
（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）
3～6（略）	3～6（略）
7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「100分の72. 5」とする。	7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の 130</u> 」とあるのは「100分の72. 5」とする。
第17条の2～第21条（略）	第17条の2～第21条（略）

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照
表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第16条の2（略）	第1条～第16条の2（略）
（期末手当）	（期末手当）
第17条（略）	第17条（略）
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u>を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
3～6（略）	3～6（略）
7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「100分の 72.5」とする。	7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「100分の72. 5」とする。
第17条の2～第21条（略）	第17条の2～第21条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 5 5 号 木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	令和 2 年 1 0 月 7 日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和 2 年 1 1 月 6 日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・人事院勧告を受け、協議、検討を実施 ・職員組合との交渉実施	
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政 策 分 野	1 7 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☒ 複数年 (令和 2 年度から)	
	令和 2 年度 : ▲ 1 0 , 4 5 8 千円 (正規職員) ▲ 2 , 0 0 7 千円 (会計年度任用職員)	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の一般職の給与改定に準じて、改定を行います。	